

# 退学について(大学院生)

## 1. 退学制度の概要

病気等、やむを得ない理由により退学する場合は、退学願に退学する理由を明記し、本人・保証人が署名捺印して提出します。退学しようとする時までには納入すべき学納金が未納の場合、退学願は受理されません。

## 2. 手続きの流れ

① 学生課厚生係および大学院課で退学制度の説明を受け、退学が必要か検討する。また、以下の内容に該当する場合は、それぞれの窓口相談する。

内容	窓口
奨学金を受給している、または受給していた場合	学生課厚生係
私費外国人留学生	国際交流課

② 退学する場合、学生課厚生係で退学願を受け取り、本人および保証人(原則父母)が記入、捺印する。

③ 学生課厚生係に退学願を提出する。

**【提出期限：前期学納金を納入済→10/15、後期学納金を納入済→翌年度 5/14】**

※ **【提出期限】** を過ぎた場合、退学願は受理できません。期限日が閉室となる場合や、窓口取扱い時間(8:30~17:00)には、特に注意が必要です。

④ 研究科委員会で審議し、大学院委員会で報告された後、本人が指定する住所に退学許可証が郵送される。

⑤ 学納金の返金が発生する場合、④の2, 3週間後に案内が保証人住所に郵送される。

## 3. 注意事項

(1) 他大学に編入学する等の理由で、2-④「退学許可証」の発行前に退学の事実証明が必要な場合、「退学願受理証」を発行しますのでお申し出ください。

(2) 再入学の可能性がある場合、退学前に要件等を大学院課に確認することをお勧めします。

## 4. 提出先・問い合わせ先

文学研究科・経済学研究科・経営学研究科・法学研究科

土樋キャンパス 学生課厚生係 (8号館2階) TEL: 022-264-6472

工学研究科・人間情報学研究科

五橋キャンパス 学生課厚生係 (講義棟2階) TEL: 022-354-8221